務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長（次項及び次条において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由してこれを提出しなければならない。

２　資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由してこれを提出しなければならない。

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十一条　資金移動業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十二条　金融庁長官は、法第三十七条の登録若しくは法第四十一条第一項の変更登録又は法第四十条の二第一項の認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

［項を削る。］

２　［略］

別紙様式第１号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［略］

（第２面）

※　登　録　番　号	財務（支）局長　第　号（　年　月　日）
［１．～３．　略］	
４．資　本　金　の　額	
［５．・６．　略］	

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

４．「資本金の額」の単位は、資本金の額が10億円以上の場合は億円、１億円以上10億円未満の場合は千万円、１千万円以上１億円未満の場合は百万円、百万円以上１千万円未満の場合は十万円とすることができる。

５．～８．　［略］

（第３面）

［略］

出張所があるときは、当該資金移動業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

［項を加える。］

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十一条　資金移動業者は、申請書等を財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長又は出張所長を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十二条　金融庁長官は、法、令又はこの府令の規定による登録に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

２　第十七条第一項に規定する履行保証金保全契約の解除の承認又は第十八条第一項に規定する履行保証金信託契約の承認に関する申請に対する処分は、二十日以内にするよう努めるものとする。

３　［同上］

別紙様式第１号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

［同左］

（第２面）

※　登　録　番　号	財務（支）局長　第　号（　年　月　日）
［１．～３．　同左］	
４．資　本　金　の　額	千円
［５．・６．　同左］	

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［加える。］

４．～７．　［同左］

（第３面）

［同左］